

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 8 日から 39 年 1 月 21 日まで
申立期間については、脱退手当金を受給しているとされているが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する脱退手当金受付処理経過簿には、厚生年金保険記号番号、厚生年金保険被保険者氏名、脱退手当金支給金額、決定月日及び支払月日が記載されているが、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されているページに、脱退手当金の支払月日が記載されている 16 人について、社会保険庁の記録を確認したところ、うち 7 人は脱退手当金の支給記録が無いことが確認できる上、当該受付処理経過簿には、申立人の支払月日欄が空欄とされていることから、脱退手当金の支給に係る事務処理が適正になされていたものとは考え難い。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載され、脱退手当金の受給資格要件を満たしている女性 32 人のうち、連絡先が把握できた 6 人から、事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがわれず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 377 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

高知国民年金 事案 341

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの期間及び 40 年 2 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 40 年 2 月から 41 年 3 月まで

私は、父親から借りた申立期間の国民年金保険料を、集金人にさかのぼって一括して納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付時期、納付金額等の記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 8 月 30 日までに市町村へ割り当てられたものと推認される上、申立人が保管している国民年金手帳によれば、発行日は 42 年 2 月 20 日と記載されていることが確認できることから、当該手帳が発行された時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 39 年 5 月までの期間は時効により納付できない期間であり、40 年 2 月から 41 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、集金人では過年度及び特例納付に係る保険料を収納することはできなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を借りたと主張する申立人の父親は死亡している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張する集金人も特定できず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から40年3月まで

私は、アパートに来た男性に国民年金の加入を勧められたことから、国民年金に加入し、国民年金手帳に記載されている昭和35年10月1日から毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、国民年金保険料の納付は昭和36年4月から開始されたことから、申立期間のうち、35年10月から36年3月までの期間は国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年10月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、36年4月から39年6月までの期間は時効により納付できない期間であり、39年7月から40年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、A内のアパートで同居していた申立人の弟がB県に転出したことを契機に、当該アパートの1階から2階に引っ越した後、国民年金に加入したと申し述べているが、戸籍の附票により、申立人が当該アパートに入居したのは昭和37年2月であること、及び申立人の弟がB県に転出したのは41年5月であることがそれぞれ確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 343

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 10 月まで

私は、昭和 56 年 1 月に勤務していた会社を退職した後、妻が夫婦二人の国民年金の再加入手続を行うとともに、国民年金保険料を金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の再加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の再加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の妻は国民年金保険料の納付金額等について記憶が明確でない。

また、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 45 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、国民年金に再加入した痕跡は無く、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられ、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間は申立人の妻も未納期間とされている上、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から同年5月1日まで

私は、昭和33年3月1日から平成2年9月30日まで、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（昭和37年1月1日にA社から社名変更）の勤務証明書、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、昭和33年1月1日から同年5月1日までの期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

さらに、申立人と同様、昭和33年3月1日からA社で勤務していたとされる複数の同僚等は、社会保険庁の記録によると、同社での厚生年金保険の被保険者資格は同年5月1日に取得していることが確認できることから、申立人のみが申立期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難く、申立人と入社日の異なる複数の同僚も「入社日と厚生年金保険の資格取得日は相違している。」と供述していることから、事業主は、社員の入社日には厚生年金保険の加入手続を行っておらず、申立人の申立期間においても同様の取扱いを行っていたことがうかがわれる。

加えて、B社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立期間における申立人の保険料控除についての供述は得られず、

申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成2年4月1日まで

私は、昭和63年4月1日から平成8年4月1日まで、A事業所からの派遣により、Bセンターで補導専門職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bセンターを設置するC事業所の勤務証明書から、申立人が申立期間において、Bセンターに勤務していたことは確認できるが、申立人が事業主により給与から控除されていたと主張する厚生年金保険料額は、申立期間当時の標準報酬月額^の最低額（6万8,000円）及び社会保険料率からみて、妥当な金額であるとは認められない。

また、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、昭和58年3月1日から平成2年4月1日までの期間について、社会保険庁が保管するA事業所の被保険者縦覧照会回答票及び職歴審査照会回答票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡^{ごんせき}は認められない。

加えて、申立期間当時、申立人と同様にA事業所から市町村へ派遣されていたとされる複数の同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、当時、同事業所で給与等の計算事務に従事していた担当者も、「当時、派遣補導専門職員は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨を供述していることから、申立人のみが申立期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。